

若草こども園 重要事項説明書

本園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	公益財団法人 鉄道弘済会
所在地	東京都文京区小石川1丁目1番1号 文京ガーデンゲートタワー19F
電 話 番 号	03-6261-3298
代表者氏名	会長 森本 雄司

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	福井認定こども園 (若草こども園)
施 設 の 所 在 地	福井市城東2丁目10-13
連 絡 先	電話番号 0776-22-6485
管 理 者	園長 平林 千佳子
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前子ども及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	(1号認定子ども) 満3歳以上の小学校就学前子どものうち、2号認定子ども以外の子ども 6人 (2号認定子ども) 満3歳以上の小学校就学前子どものうち、保育を必要とする子ども 63人 (3号認定子ども) 満3歳未満で保育を必要とする子ども 47人
開 設 年 月 日	平成29年4月1日

3 施設の目的・運営方針

本園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 本園は園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。
- (4) 本園は、条例が定める職員や設備の基準その他の関係法令等を順守します。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	1 8 3 3 . 4 5 m ²
	園 庭	8 3 8 . 2 3 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造陸屋根 2 階建
	延べ面積	8 3 3 . 4 4 m ²

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	沐浴室・調乳室
ほふく室	1 室	
保育室	4 室	ひよこ 2 組 (2 歳児クラス), はと組 (3 歳児クラス), かもめ組 (4 歳児クラス), つばめ組 (5 歳児クラス)
遊戯室 (ホール)	1 室	
調理室	1 室	
一時保育室	1 室	
相談室	1 室	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員数	職務の内容
園 長	1 名 (常勤専従)	園長は職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
副園長	1 名	園長補佐・代理として園長業務をつかさどる。
主任・主幹保育士	2 名 (常勤専従)	園長を助け、園務を整理し、必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。
保育士	1 4 名以上	園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などの業務を行う。
栄養士	1 名	園児の発達段階に応じて、0 歳児の離乳食、1 歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。
調理員	2 名以上	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
学校医	1 名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 2 2 条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校歯科医	1 名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 2 3 条に基づいて、技術及び指導に従事する。

6 教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、次のとおり提供する日及び休業日が異なります。

認定区分	提供する日	休業日
1号認定子ども	月曜日～金曜日	土曜日、日曜日、祝祭日 学年始休業（4月1日～4月2日） 夏季休業（8月12日～8月17日） 冬季休業（12月28日～1月6日） 学年末休業（3月29日～3月31日） その他園長が必要と定めた日
2号認定子ども 3号認定子ども	月曜日～土曜日	日曜日、祝祭日 年末年始（12月29日～1月3日）

7 教育・保育の提供時間

(1) 開所時間

本園が定める開所時間は次のとおりとする。

月曜日～金曜日 7時00分～19時00分

土曜日 7時00分～15時00分

(2) 支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間（5時間）	8時30分～13時30分（※1）
2号認定子ども	保育標準時間（最大11時間）	7時～18時（※2）
3号認定子ども	保育短時間（最大8時間）	8時～16時（※3）

【※1】

13時30分を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり（幼稚園型）を利用することもできますので御相談ください。（別途保護者負担金が必要となります。）

【※2】

7時～18時の範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議のうえで保護者ごとに決定させていただきます。

なお、7時～18時の範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育（延長保育）の利用に当たっては、本園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途保護者負担金が必要となります。

【※3】

8時～16時の範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する

日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議のうえで保護者ごとに決定します。

なお、8時～16時の範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必

要な場合は、7時～8時又は16時～19時の範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育の利用に当たっては、本園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途保護者負担金が必要となります。

8 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定区分に応じて、上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 時間外保育（延長保育）

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は当該支給認定に係る園児に対し、上記7に記載する時間の範囲内において、時間外保育（延長保育）を提供します。

(3) 一時預かり保育（幼稚園型）

やむを得ない理由により、1号認定の教育標準時間を超えて保育を必要とする場合は当該支給認定に係る園児に対し、一時預かりによる保育を提供します。

(4) 一時預かり保育（一般型）

主として特定教育・保育施設に通っていない、又は在籍していない乳幼児で、家庭において保育を受けることが、一時的に困難となったものに対し、一時預かりによる保育を提供します。

(5) 障がい児保育・特別支援教育

障がいを有する園児に対して、健常児とともに集団保育をすることによって、健全な社会性の成長発達を促進するための教育・保育を提供します。

(6) 子育て支援事業

地域の子ども及び保護者に対し、子育てに関する相談を受けたり、月1回の子育て広場開催を行ったり等、地域の子どもの発達を促す機会を提供します。

(7) 食事の提供

園児の年齢に応じた食事の提供を行います。

※ 献立表、食育だよりを毎月発行し、献立や食育についてお知らせしています。

※ 食物アレルギーについては、医師の診断書を基に除去食を提供します。

※ 全園児、完全給食となります。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担金（保育料）

支給認定を行った市町村が定める利用者負担金（保育料）を本園にお支払いいただきます。

- (2) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る保護者負担金
別表に掲げる費用を負担していただきます。
- (3) 2号認定子ども・3号認定子どもに係る延長保育保護者負担金
延長保育を利用された場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。
- (4) 1号認定子どもに係る一時預かり保護者負担金
在園する1号認定子どもが一時預かりを利用した場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

10 利用の開始に関する事項等

本園は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込をうけたとき又は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとします。

- (1) 利用申込のあった1号認定子どもと現に本園を利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合
- (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に本園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、本園の利用定員の総数を超える場合
- (3) 園児の受け入れにあたり、自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合
前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、面接後あらかじめ園長が明示した公正な方法により選考します。

11 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) 保育料等の利用者負担金の滞納が続いた場合。
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

12 登園の一時停止

園児又は園児と同居する者が伝染病等に罹患し、他の園児に感染する恐れがあると当園が認めたときは、保健所や行政の指示を仰ぎ当該園児をその状況が止むまで一時登園を停止いたします。

13 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

1 4 嘱託医等

本園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

- (1) 内科（内科検診は、入園前と毎年、春と秋の2回実施しています）
ホームページでは省略。
- (2) 歯科（歯科検診は、毎年1回実施しています）
ホームページでは省略。

1 5 緊急時の対応方法

教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、状況に応じ、各種マニュアルに準じて、園医または園児の主治医に相談、医療機関受診、救急車要請を判断し必要な措置を講じます。

<近隣の緊急連絡先>

福井警察署	0 7 7 6 - 5 2 - 0 1 1 0
米松交番	0 7 7 6 - 5 4 - 7 9 1 7
福井市東消防署	0 7 7 6 - 2 7 - 0 1 1 9
福井市消防局	0 7 7 6 - 2 0 - 0 1 1 9
日之出公民館	0 7 7 6 - 5 4 - 0 0 4 0

1 6 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

防火管理者	平林 千佳子
非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 無 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	年間計画を作成し、火災、地震、風水害、不審者対応のいずれかの避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施します。

1 7 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情 受付担当者	氏名 主任保育士 小林 淳子 電話番号 0 7 7 6 - 2 2 - 6 4 8 5
相談・苦情 解決責任者	氏名 園長 平林 千佳子 電話番号 0 7 7 6 - 2 2 - 6 4 8 5

第三者委員	2名 (教育カウンセラー1名・民生児童委員1名)
-------	-----------------------------

※本園では、面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。
また、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

18 利用者に対しての保険の種類・保険の内容・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金
保険の内容	園の管理下で発生した事故における保障
保険金額（補償限度額）	死亡時 2,800万円

19 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 本園の職員は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。
- (2) 本園の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (3) 本園は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ることとします。

別表（第9条関係）

1 実費徴収

別表

項目	内容、理由及び目的	対象児童	金額
主食代	主食(お米、光熱費)代	1号認定 2号認定 (※3歳以上児)	月額 800 円
副食代	副食（おやつ代を含む）	1号認定 2号認定 (※3歳以上児)	月額 4,900 円
新年度用品	年齢に合わせて必要なもの	全園児	実費
トレーニングウェア代	園指定	全園児	実費
絵本代		全園児	定価実費
遠足・園外活動費		参加者	実費
保護者会費	保護者会活動のため	全園児	月額 630 円
スイミング教室	スイミング	4, 5 歳児	実費
手口拭きシート代	食後の手口拭き	0, 1 歳児	実費

2 2号認定・3号認定子どもに係る時間外保育（延長保育）に関する保護者負担金

(1) 保育標準時間認定子どもに係る保護者負担金

市が定める金額

(2) 保育短時間認定子どもに係る保護者負担金

市が定める金額

3 1号認定子どもに係る一時預かり（幼稚園型）に関する保護者負担金

期間	時間	金額
平日	13 時 30 分～16 時	1 日 200 円（1 ヶ月上限 4,000 円） 16 時～18 時 100 円追加 18 時以降は 30 分毎に 100 円追加
長期休業日	8 時 30 分～16 時	1 日 400 円（1 ヶ月上限 4,000 円） 16 時～18 時 100 円追加 18 時以降は 30 分毎に 100 円追加
土曜日	8 時～15 時	1 時間当たり 100 円(1 ヶ月上限 2,000 円) 8 時間を超えた場合は 100 円別途追加する。

※第2号認定子どもに係る一時預かり（幼稚園型）に関する保護者負担金

市から「保育の必要性の認定」（第2号）を受けた場合、一時預かり事業（幼稚園型）利用料金については、11,300 円／月まで無償（償還払い）となり、一旦利用料金をお支払いいただきますが、後日行政より払い戻されます。

令和8年3月13日

保護者各位

若草こども園

園長 平林 千佳子

重要事項説明書の配布と同意書提出のお願い

向春の候、皆さま方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当園は、「保育所型認定こども園 若草こども園」として乳幼児のお子様をお預かりしています。令和8年度も引き続き当園に通われる皆様に、重要事項説明書をお渡しさせていただきます。本来であれば、直接ご説明させていただくべきところですが、入園の際にお話しさせていただいておりますので、今回は保護者の方でご一読いただきまして、ご不明なことがあれば、園長までお問い合わせください。また、今後も記載内容に変更点が生じた場合はお知らせします。変更点が無い場合は、卒園まで有効とさせていただきますのでご了承下さい。

記

本園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

若草こども園

園長 平林 千佳子

私は、本書面に基づいて若草こども園利用に当たっての重要事項の説明を受け、個人情報利用も含めて同意しました。

令和 年 月 日

お子さまの氏名

保護者住所

保護者氏名 印

お子さまとの続柄

※ご兄弟はまとめて記入してください。